

平成22年12月24日
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第2回募集の開始について

この度、住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第2回募集を、本日12月24日(金)より開始することとしましたので、お知らせします。

本事業は、緊急に耐震化が必要な建築物等について、耐震化の促進及び、経済対策として関連投資の活性化を図るため、建築物の所有者が実施する耐震診断等に対して、国が事業に要する費用の一部を助成するものです。

これまでの応募状況を踏まえ、今回第2回募集をすることといたしました。応募期間は12月24日(金)から1月28日(金)までとなります。

なお、手続きや提出書類の詳細は、住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室のホームページに掲載いたします。

1) 募集する事業の種類

- ①耐震診断支援
- ②耐震改修支援

2) 対象となる住宅・建築物

- ①耐震診断支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物*、分譲マンション
- ②耐震改修支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物*

*緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物（保育所、学校、老人ホーム、病院等）

3) 補助額

- ①耐震診断支援
耐震診断に要する費用の額（ただし、1棟当たり200万円が上限）
- ②耐震改修支援
耐震改修に要する費用の1/6以内の額（ただし、47,300円/㎡が上限）

4) 応募の期間

平成22年12月24日(金)から平成23年1月28日(金)まで（必着）

応募に関する問合せ先・応募書類の入手先・提出先

住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室

TEL：03-6214-5794

受付：月～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

9：30～17：00

支援室ホームページ：<http://www.taishinka-shien.jp>